

全国高等学校総合文化祭表彰規程

(目的)

第1条 全国高等学校総合文化祭（以下「高総文祭」という。）において優秀であると認められた者(団体)に対し表彰を行い、生徒の文化活動の振興発展に資することを目的とする。

(賞の種類)

第2条 賞の種類は、次のA、B、C型のいずれかとするが、C型はA型またはB型と組み合わせることができる。

- (1) A型— 最優秀賞、優秀賞、優良賞
- (2) B型— 優勝、準優勝、3位、4位、5位、6位
- (3) C型— 奨励賞、特別賞

(賞状の様式)

第3条 賞状の中央に公益社団法人全国高等学校文化連盟のマークを入れる。

(賞の交付者)

第4条 賞状は高総文祭大会会長名で交付する。

(賞の選考)

第5条 各部門の審査員が選考する。選考結果及び選考経過については高総文祭大会会長に報告する。

(審査員の選定)

第6条 審査員は、高等学校文化連盟全国専門部が高総文祭開催地実行委員会に推薦し、両者の協議を経て、高総文祭大会会長の承認を得る。

(賞の交付)

第7条 表彰は、各部門の閉会式において行う。

(その他の表彰)

第8条 第2条の表彰のほか、必要に応じて次の表彰を行うことができる。

- (1) 文部科学大臣賞及び文化庁長官賞
特に優秀なものについては、文部科学大臣賞及び文化庁長官賞を申請できる。
- (2) 各部門の関係団体からの表彰
各部門の関係団体等からの表彰は、当該部門（高文連全国専門部）が関係団体と協議し、表彰内容を全国高文連事務局に報告する。

(経費負担)

第9条 表彰にかかる経費は、第8条第2号を除き、開催地実行委員会が負担する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は高総文祭大会会長及び文化庁等関係団体と協議のうえ、会長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人並びに公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成31年4月26日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和2年6月10日から施行する。(令和3年度和歌山大会適用)

全国高等学校総合文化祭における各部門の表彰について（１１条関係）

１ 第２条による表彰（賞の種類）

部門(賞の種類)	賞の名称	区分	受賞対象	賞数
演劇 (A型)	最優秀賞	審査	最優秀（１位）と認められた１校	１
	優 秀 賞	審査	優秀（２～４位）と認められた３校	３
	優 良 賞	審査	最優秀校・優秀校を除く８校	８
日本音楽 (A型)	最優秀賞	審査	最優秀（１位）と認められた１校	１
	優 秀 賞	審査	優秀（２～４位）と認められた３校	３
	優 良 賞	審査	５位～８位の４校	４
郷土芸能 (A型)	最優秀賞	審査	伝承芸能部門で最優秀（１位）と認められた１校	１
			和太鼓部門で最優秀（１位）と認められた１校	１
	優 秀 賞	審査	伝承芸能部門で優秀（２位）と認められた１校	１
			和太鼓部門で優秀（２位）と認められた１校	１
	優 良 賞	審査	伝承芸能部門の３～４位 和太鼓部門の３～４位	２ ２
書道 (C型)	奨 励 賞	審査	特に優秀と認められた１５作品	１５
	特 別 賞	審査	優秀と認められた４３作品	４３
写真 (A・C型)	最優秀賞	審査	最優秀と認められた３作品	３
	優 秀 賞	審査	優秀と認められた７作品	７
	奨 励 賞	審査	奨励に値すると認められた２０作品	２０
放送 (A・C型)	最優秀賞	審査	最優秀と認められた個人２名・作品２点	４
	優 秀 賞	審査	優秀と認められた個人１４名・作品１０点	２４
	特 別 賞	審査	優秀と認められた個人８名・作品５点	１３
囲碁 (B型)	優 勝	競技	団体戦１位の１団体	１
			個人戦１位の男女各１名	２
	準 優 勝	競技	団体戦２位の１団体	１
			個人戦２位の男女各１名	２
	３ 位	競技	団体戦３位の１団体	１
			個人戦３位の男女各１名	２
	４ 位	競技	団体戦４位の１団体	１
			個人戦４位の男女各１名	２
	５ 位	競技	団体戦５位の１団体	１
			個人戦５位の男女各１名	２
将棋 (B型)	優 勝	競技	団体戦１位の男女各１校	２
			個人戦１位の男女各１名	２
	準 優 勝	競技	団体戦２位の男女各１校	２
			個人戦２位の男女各１名	２
	３ 位	競技	団体戦３位の男女各２校	４
			個人戦３位の男女各２名	４
	５ 位	競技	団体戦５位の男女各４校	８
			個人戦５位の男女各４名	８
弁論 (A型)	最優秀賞	審査	１位の個人１名	１
	優 秀 賞	審査	２位～７位の個人６名	６
	優 良 賞	審査	８位～１５位の個人８名	８
小倉百人一首 かるた (A・C型)	最優秀賞	競技	１位の１団体	１
	優 秀 賞	競技	２位の１団体	１
	優 良 賞	競技	３位の１団体	１
	奨 励 賞	競技	４位～８位の５団体	５
	最優秀賞	審査	読手コンクールの部１位の個人１名	１
	優 秀 賞	審査	読手コンクールの部２位の個人２名	２

新聞 (A型)	最優秀賞	審査	最優秀と認められた5校	5
	優 秀 賞	審査	優秀と認められた7校	7
自然科学 (A・C型)	最優秀賞	審査	各部門(物理・化学・生物・地学)で最優秀(1位)と認められた研究発表各1件	4
		審査	最優秀(1位)と認められたポスター(パネル)発表1件	1
	優 秀 賞	審査	各部門で優秀(2～3位)と認められた研究発表各2件	8
		審査	優秀(2～3位)と認められたポスター(パネル)発表2件	2
	奨 励 賞	審査	各部門で奨励に値すると認められた研究発表各5件	20
		審査	奨励に値すると認められたポスター(パネル)発表5件	5

2 第8条による表彰(その他の表彰)

(1) 文部科学大臣賞・文化庁長官賞

部門	賞の名称	区分	受賞対象	賞数
演劇	文部科学大臣賞	審査	最優秀(1位)と認められた1校	1
	文化庁長官賞	審査	優秀(2～4位)と認められた3校	3
日本音楽	文部科学大臣賞	審査	最優秀(1位)と認められた1校	1
	文化庁長官賞	審査	優秀(2～4位)と認められた3校	3
郷土芸能	文部科学大臣賞	審査	伝承芸能部門で最優秀(1位)と認められた1校	1
		審査	和太鼓部門で最優秀(1位)と認められた1校	1
	文化庁長官賞	審査	伝承芸能部門で優秀(2位)と認められた1校	1
		審査	和太鼓部門で優秀(2位)と認められた1校	1
書道	文部科学大臣賞	審査	奨励賞の中から最優秀と認められた1作品	1
	文化庁長官賞	審査	奨励賞の中から優秀と認められた2作品	2
写真	文部科学大臣賞	審査	最優秀(1位)と認められた1作品	1
	文化庁長官賞	審査	最優秀(2～3位)と認められた2作品	2
放送	文部科学大臣賞	審査	アナウンス部門で最優秀(1位)と認められた個人1名	1
		審査	朗読部門で最優秀(1位)と認められた個人1名	1
		審査	オーディオメッセージ(AM)部門で最優秀(1位)と認められた作品1点	1
		審査	ビデオメッセージ(VM)部門で最優秀(1位)と認められた作品1点	1
	文化庁長官賞	審査	アナウンス部門で優秀(2位)と認められた個人1名	1
		審査	朗読部門で優秀(2位)と認められた個人1名	1
		審査	オーディオメッセージ(AM)部門で優秀(2位)と認められた作品1点	1
		審査	ビデオメッセージ(VM)部門で優秀(2位)と認められた作品1点	1
囲碁	文部科学大臣賞	競技	団体戦1位の1団体 個人戦1位の男女各1名	3
	文化庁長官賞	競技	団体戦2位の1団体 個人戦2位の男女各1名	3
将棋	文部科学大臣賞	競技	団体戦1位の男女各1校 個人戦1位の男女各1名	4
	文化庁長官賞	競技	団体戦2位の男女各1校 個人戦2位の男女各1名	4
弁論	文部科学大臣賞	審査	最優秀(1位)と認められた個人1名	1
	文化庁長官賞	審査	優秀(2位)と認められた個人1名	1
小倉百人一首かるた	文部科学大臣賞	競技	1位の団体	1
	文化庁長官賞	競技	2位の団体	1
自然科学	文部科学大臣賞	審査	各部門(物理・化学・生物・地学)で最優秀(1位)と認められた研究発表各1件	4
		審査	最優秀(1位)と認められたポスター(パネル)発表1件	1
	文化庁長官賞	審査	各部門で優秀(2～3位)と認められた研究発表各2件	8
		審査	優秀(2～3位)と認められたポスター(パネル)発表2件	2

(2) 各部門の関係団体からの表彰 第7項に示す。

3 表彰の留意事項

(1) 副賞

副賞の経費は、全国高等学校総合文化祭実行委員会が負担する。

(2) 複数校による合同出場団体への賞状の授与

文部科学大臣賞、文化庁長官賞を除く賞は、それぞれの学校、または出演・出場生徒ごとに賞状を授与することが出来る。

ただし、団体戦に出場した個人については、個人名での表彰はしない。受賞校として表彰し、受賞校名に加え、参加生徒の氏名を併記することは認める。

(3) 協賛部門の表彰

協賛部門で表彰する場合は、開催県実行委員会会長名または開催県高文連会長名で表彰する。

4 賞状の交付者

(1) 最優秀賞・優秀賞・優良賞・奨励賞等（第2条関係） 全国高等学校総合文化祭大会会長

(2) 文部科学大臣賞・文化庁長官賞（第8条（1）関係） 文部科学大臣または文化庁長官

5 賞状の作成

(1) 最優秀賞・優秀賞・優良賞・奨励賞等（第2条関係）

- ・全国高等学校総合文化祭実行委員会事務局で作成する。
- ・公益社団法人全国高等学校文化連盟会長印は印影を全国高文連から送付する。
- ・賞状の名入れは、各部門で行う。

(2) 文部科学大臣賞・文化庁長官賞（第8条（1）関係）

- ・全国高等学校総合文化祭実行委員会は、文化庁長官あてに、文部科学大臣賞及び文化庁長官賞の交付申請を行う。その際、開催要綱・実施要項・予算書・会場の見取り図・参加予定人員・審査方法及び審査基準・審査員名等を添付する。
- ・賞状の交付後、実行委員会事務局は、文化庁提供の「賞状作成上の注意」に基づき表彰文・文部科学大臣名等を墨書して作成する。
- ・文部科学大臣賞及び文化庁長官賞の作成（交付・作成・押印等）に当たっては、文化庁が示す送付方法等を含め適切に処理すること。また、授与については実行委員会事務局が適切に指示・対応するものとする。
- ・終了後、実施報告書（実施要項・決算書・参加人員・審査方法及び審査基準・審査員名等）を文化庁長官あてに提出する。

6 賞状の交付

原則として部門の閉会式で行う。

7 各部門の関係団体からの表彰

部門独自または関係団体等からの表彰については、別表の通りとする。

変更・追加等がある場合は、各部門（高文連全国専門部）が当該団体と協議し、その内容を原則として開催前年度の10月までに全国高文連事務局に報告する。

(別表) 部門独自または関係団体からの賞(当該部門で作成、授与)

部門	賞の名称	賞の種類	交付者
演劇	最優秀賞	最優秀(1位)と認められた1校	全国高等学校演劇協議会会長
	優秀賞	優秀(2～4位)と認められた3校	
	優良賞	最優秀校・優秀校を除く8校	
	創作脚本賞	最優秀の創作脚本1校	全国高等学校演劇協議会会長
	内木文英賞	今後の一層の活躍と努力が期待され、全国の高等学校演劇部の演劇創造にも指針となるような活動をしている1校(最優秀校を除く)	
	優秀生徒講評委員賞	優れた講評をおこなった生徒講評委員12名	
	舞台美術賞	最優秀の舞台美術1校	日本舞台美術家協会
	東京演劇大学連盟特別賞	最優秀校	東京演劇大学連盟
	演出賞	最も優れた演出と認められた1校	日本演出者協会
合唱	合唱専門部会賞	部門に出場した団体に授与	高等学校文化連盟全国合唱専門部会長
吹奏楽	吹奏楽専門部会賞	部門に出場した団体に授与	高等学校文化連盟全国吹奏楽専門部会長
器楽・管弦楽	器楽・管弦楽専門部会賞	部門に出場した団体に授与	高等学校文化連盟全国器楽・管弦楽専門部会長
吟詠剣詩舞	全国専門部会長賞	・連続3年以上の全国大会発表実績を挙げた団体。(3年目ごとに表彰) ・連続2年以上の全国大会発表実績があり、特に優れた技量があると認められる個人。 ・全国及び各都道府県において、10年以上の継続的な活動により業績の認められる団体・個人。 ・本部会の役員・大会開催役員を務め、本部会活動の振興・発展に業績の認められるもの。 ・その他、顕彰に相当する業績の認められる団体・個人。	高等学校文化連盟全国吟詠剣詩舞専門部会長
	優秀賞	全国吟詠詩舞道大会出場推薦団体	
	優良賞	全国吟詠詩舞道大会出場希望団体	
マーチングバンド・バトントワリング	グッドパレード賞(パレード)	マーチングバンド部門優秀校から5校 バトントワリング部門優秀校から5校	高等学校文化連盟全国マーチングバンド・バトントワリング専門部会長
	講評者特別賞	マーチングバンド部門優秀校から3校程度 バトントワリング部門優秀校から3校程度	
	実行委員会特別賞	マーチングバンド部門優秀校から3校程度 バトントワリング部門優秀校から3校程度	
美術・工芸	奨励賞	全ての出品作品のうち、特に優れた作品10～20点	高等学校文化連盟全国美術・工芸専門部会長
書道	読売新聞社賞	奨励賞(文部科学大臣賞、文化庁長官賞を除く)の作品の中より3点に交付	読売新聞社
	菅公賞	特別賞の作品の中より優秀作品5点に交付	菅公学生服株式会社
写真	朝日新聞社賞	優秀賞7点のうち上位2点を選出し1点に授与(順位付けは読売新聞社賞とローテーション)	朝日新聞社
	読売新聞社賞	優秀賞7点のうち上位2点を選出し1点に授与(順位付けは朝日新聞社賞とローテーション)	読売新聞社

囲碁	全国高等学校P T A連合会長賞	団体戦（男女混合の3人）1位（楯とメダルを交付）	一般社団法人全国高等学校P T A連合会
将棋	団体 優勝 準優勝 第3位 個人 優勝 準優勝 第3位	男女各1校、メダル、優勝旗、優勝杯を併せて交付 男女各1校、メダルを併せて交付 男女各2校、メダルを併せて交付 男女各1名、メダル、優勝杯を併せて交付 男女各1名、メダルを併せて交付 男女各2名、メダルを併せて交付	公益社団法人日本将棋連盟会長
弁論	特別賞	基準弁士に授与	高等学校文化連盟全国弁論専門部会長
	奨励賞	部門に出場した弁士に授与（最優秀賞・優秀賞・優良賞受賞者及び基準弁士を除く）	
小倉百人一首 かるた	全日本かるた 協会会長賞	競技の部1位の1団体及び読手コンクールの部1位の個人1名（トロフィーを併せて交付）	一般社団法人全日本かるた協会会長
	優秀賞 準優秀賞	読手コンクール（2次審査）の上位3名 読手コンクール（2次審査）の上位2名（4～5位）	高等学校文化連盟全国小倉百人一首かるた専門部会長
	優良賞	読手コンクール（2次審査）の上位3名（6～8位）	
新聞	年間紙面審査賞 最優秀賞 優秀賞 優良賞 奨励賞	最優秀校5校（全国高文連最優秀賞と併せて交付） 優秀校7校（全国高文連優秀賞と併せて交付） 優良校30校程度 奨励校20校程度	高等学校文化連盟全国新聞専門部会長

附則

- この規程は、平成24年12月14日から施行する。（一部改定：書道部門制定）
- 平成26年5月1日から施行する。（4、6及び参考の表改定）
- 平成26年12月12日から施行する。（1-（2）放送部門の数改定）
- 平成27年12月11日から施行する。（1-（2）放送部門の数改定）
- 平成28年12月9日から施行する。（参考を別表に、1-（2）と別表の書道部門改定）
- 平成31年4月26日から施行する。（演劇、日本音楽、吟詠剣詩舞、マーチング・バトン、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞部門を改定）
- 令和4年1月20日から施行する。（11条関係1-（1）（2）郷土芸能部門の数改定）
- 令和5年2月8日から施行する。（11条関係1-（2）自然科学部門改定）
- 令和5年2月27日から施行する。（11条関係6-（別表）弁論部門改定）
- 令和6年1月18日から施行する。（1表彰の種類を1（2条関係）と2（8条関係）に分割。2～6を3～7に繰り下げ。1演劇、放送、自然科学部門改定。2（1）放送、自然科学部門改定。5賞状の作成を（1）（2条関係）と（2）（8条（1）関係）に分割。（別表）演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、美術・工芸部門制定、マーチングバンド・バントワリング、新聞部門の数改定）